

平成29年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年3月2日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人	副町長 山浦智城	教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三	企画課長 遠山一郎	町民課長 斉藤明美
建設課長 片桐栄一	農林課長 今井一行	観光商工課長 市川清美
観光事業推進室長 阿部文秀	会計管理者 小平春幸	教育次長 市川正彦
たてしな保育園園長 中谷秀美	庶務係長 竹重和明	
農業委員会長 宮下芳昭		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 青井義和	書記 伊藤百合子
-------------	----------

1. 会議録署名議員の指名

11番 田中 三江
1番 今井 英昭

散会 午後3時32分

(午前10時00分 開会)

議長（土屋春江君） おはようございます。本日から3月定例会が始まりますが、議員各位には会議期間中、ご審議をよろしくお願いいたします。

また、本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに、議場固定カメラから町長招集挨拶の撮影、広報たてしな並びに信濃毎日新聞社の取材撮影をそれぞれ許可してありますので、ご了承願います。

定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回立科町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は理事者、農業委員会長、関係課長です。

報告します。宮坂教育長より公務のため欠席届が出ております。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（土屋春江君） 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、11番議員、田中三江君、1番議員、今井英昭君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長（土屋春江君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、議会運営委員長より報告願います。両角正芳議会運営委員長、登壇の上、願います。

〈5番 両角 正芳君 登壇〉

5番（両角正芳君） おはようございます。議会運営委員長の両角でございます。会期の検討結果について、ここでご報告をいたします。

会期につきましては、2月16日議会運営委員会を開催し、平成29年第1回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取り扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は本日から3月17日までの16日間とすることが適当との結論に達しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（土屋春江君） お諮りします。ただいまの報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月17日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月17日までの16日

間と決定いたしました。

会期日程の説明を願います。青井事務局長。

議会事務局長（青井義和君） 本定例会の会期日程を、議会運営委員会の検討結果に基づきましてご説明をいたします。

本日は、会期の決定、町長招集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明を行います。

本会議終了後、議会だより編集委員会を第一委員会室で開催をいたします。

2日目、3日は午前10時に開会し、本日に引き続き、議案の上程、提案説明を行います。

終了後、立科町土地開発公社理事会が開催されます。理事会終了後、全員協議会を開催いたします。

3日目、4日、4日目、5日は休会です。

5日目、6日は午前10時に開会し、議案質疑を行います。質疑終了後、委員会に議案の付託を行います。

6日目、7日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

7日目、8日は午前10時に開会し、前日に引き続き一般質問を行います。

8日目、9日は午前9時より社会文教常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

9日目、10日は午前9時より総務経済常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

10日目、11日、11日目、12日は休会です。

12日目、13日から15日目、16日は、委員会予備日とします。

16日目、17日は午後1時30分に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論・議案の採決などを行い、閉会とします。

本会議終了、全員協議会を開催いたします。

以上です。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（土屋春江君） 日程第3 町長招集の挨拶。米村町長。登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） おはようございます。本日ここに平成29年第1回立科町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用なところ、ご出席をたまわり、厚く御礼を申し上げます。

春の訪れを感じられる季節を迎え、気持ちも明るくなってくると同時に、保育園、小学校、中学校、高等学校では、子供たちが新たなる進路へ向けた旅立ちの時期でも

あります。

また、1月に小諸市で行われた第32回長野県中学校バレーボール選抜優勝大会では、立科中学校男子バレーボール部が準優勝の好成績を収め、3月に石川県加賀市で行われる奥信越中学新人バレーボール優勝大会へ出場をいたします。地域の子供たちのこうした活躍は、地域や地域に暮らす皆さんに元気や勇気を与えてくれます。これからも、若い力の躍動に大いに期待するものであります。

皆さんもご承知のとおり、昭和62年2月の神奈川県愛川町との友好都市締結から、今年で30年を迎えることができました。両町の友好発展にご尽力をいただいた町民の皆様初め、関係各位に、改めて心から敬意と感謝を申し上げます。提携以来、中学生による青少年交流、文化展での交流、愛川町一週駅伝競走大会への参加など、教育、文化、スポーツばかりでなく、平成7年には災害時における相互援助に関する協定を締結し、万が一への備えに対しての体制づくりに努めるなど、両町の結びつきをより深めてまいりました。

また、愛川町ばかりでなく、東京都清瀬市、神奈川県相模原市などとも協定を締結し、産業面を中心に交流を深め、また、近隣市町村とは協議会等の設立により事業に取り組んでいるものもあります。今まで積み上げてきた交流の礎を大切にしつつ、これからも積極的にさまざまな分野での交流、連携を図り、より一層の友好関係を築きあげてまいりたいと考えております。

さて、少子高齢化に歯どめをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長を確保することを目指す、地方創生においては本格的な事業展開に取り組む段階となっております。当町でも、地域の活気づくりのために、地方創生加速化交付金事業に取り組んでまいりました。

また、政府は一人一人が家庭で、地域で、職場で、それぞれが生きがいを感じることができる、一億総活躍社会を実現することを目標に掲げ、地方創生を、一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取り組みとして捉え、地方創生と一億総活躍の取り組みを相互に連動させながら、目標実現のために取り組みを進めています。

地方創生の施策等の一つとして、国は福祉ニーズの多様化、複雑化、人口減少といった福祉分野の課題に対応するため、新たな福祉ビジョンを取りまとめました。これは、高齢者、障害者、児童などの対象にかかわらず、包括的、総合的に支援する仕組みを構築するという、今後の福祉の方向性を示したものであります。

福祉サービスの提供は、専門性に沿って、高齢者、障害者、子育て等の支援を行う方法のほかに、複数分野の支援を総合的に提供する仕組みを推進していくこととしています。その基本は、高齢者、障害者、児童等が集い、誰もが分け隔てなく支え合い、そのニーズに対応した支援が受けられるという、共生社会の構築であります。

人口減少や高齢化が著しい中山間地等においては、一体的な日常生活圏を構成している集落生活圏を維持し、将来にわたって、地域住民が愛着のある住み慣れた地域で、

なじみの人たちと交流を継続しながら暮らし続けられるように、今後、共生社会の取り組みを地域づくりの拠点として、機能させていくことが重要と考えています。各地においても、既存の対象者別の福祉制度に基づく、福祉サービスを活用しながら、要介護者、障害者等を分け隔てなく受け入れ、制度に基づく専門サービスを提供するものから、地域福祉の拠点となり居場所機能を担うものまで、さまざまな形で実施されており、こうした共生型の多世代交流、多機能型福祉拠点による地域づくりの取り組みが広がりつつあります。

地域共生社会とは、制度、分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我がこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、丸ごとつながることで、住民1人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すものと考え、当町においても高齢社会の進行や人口減少といった外部環境にも対応するため、このような考え方に応じた事業の推進を図ることが肝要と考えます。

平成29年度予算編成においては、子育てしやすい町づくり、定住移住したくなる町づくり、誰にも優しく健やかに、いつまでも地域で暮らせる町づくりを、重点指針に掲げ、立科町で暮らすことに、幸せは喜びを感じられる町づくり、そして、愛する立科町を次世代に引き継いでいくために、施策の創出について指示するとともに、町には何が必要なのか、町民皆さんが今、何を求めているのかという原点に立ち戻り、事業の必要性や効果、改廃等を十分に検討し、健全な財政運営に努めていくことなど、予算編成方針で示し、人口減少、これの危機感と地方創生に対する強い意志を共有し、組織力による知恵と創意の結集により、総合戦略の歩みを確実に進められる予算編成に努めてまいりました。

なお、町の財政は立科町人口ビジョンの推計から、今後も少子高齢化及び生産年齢人口の減少により、歳入では主要実財源である町税の減収及び地方交付税等の依存財源の減収が懸念されるところであります。歳出では、高齢者人口の増加に伴う社会保障関係経費や補助費等の増加することが見込まれ、厳しい財政状況にあると考えてもおります。

少子高齢化の進展への的確な対応により、人口減少の抑制を図り、将来にわたって活力ある地域社会を想像できる町づくりに向けて、3点の重点指針、主な施策については、まず子育てしやすい町づくりですが、このことは地域で暮らす若い世代の結婚、出産、子育ての希望がかなえられることに対して、既存施策はもとより、新たな施策の計画により、子育て支援の充実を図り、地域で安心して子供を生み、育てられる環境を整えていきたいという思いから、重点指針として掲げさせていただいております。

主な新施策としまして、次世代の子供の健やかな成長や、子育て世代の負担を軽減するために高校生がいる町内の家庭に対し、高校生1人当たり一律月額3,000円を給付する高校生手当を創設。町外の保育所等に入所する第3子以降の保育料等の軽減を

図るために、補助金の交付、またふるさと寄附金を原資にした子供の育成と教育、文化の振興事業基金を創設し、子育て支援の充実を目指してまいりたいと考えております。

次に、定住、移住したくなる町づくりですが、このことは、地方への新しい人の流れをつくることを踏まえ、既存施策の充実のみならず、新たな施策の創出により、1人でも多くの方に立科町の魅力を知ってもらい、感じてもらう、触れてもらうことにより、定住、移住を推進していきたいという思いから、重点支援として掲げさせていただきます。

主な新施策としまして、国の補助も財源に、町内で結婚をする夫婦に、中古住宅取得費や引っ越し費用など、最大24万円を助成する結婚新生活支援補助金を創設。ふるさと交流館芦田宿内に移住サポートセンターを設け、ワンストップで移住希望者の相談等のサポート体制を整えてまいります。

本年度、新たに加えた「誰にも優しく健やかに、いつまでも地域で暮らせる町づくり」ですが、少子高齢化や核家族化が進み、個人の価値観やライフスタイルも変化、多様化し、地域社会のつながりが希薄化してきている中で、自助、共助、公助の視点で町民地域コミュニティ団体、事業所等が適切に連携し、心身や経済の状況にかかわらず、地域でそれぞれが役割を担いながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしたいという、多くの方々の願いを受けとめたい思いから、重点指針として掲げさせていただきます。

主な新施策としましては、高齢者や障害者、子供といった垣根を超えて予防事業等を展開しながら、多様化する地域の生活ニーズの現状や、実態を把握し、住民、事業者、地域包括及び関係者が共同しながら、困難を抱える人を分け隔てなく受け入れ、一体的、総合的に支える地域共生社会の実現に向けた準備を進めてまいります。

そこで、平成29年度の一般会計当初予算について申し上げます。一般会計の予算の総額は41億5,000万円で、前年度に比べて3億2,300万円、率にして7.2%の減でございます。

それでは、まず歳入についてですが、町税や各種交付金など、昨年度の実績から試算により算定をしております。

町の大きな財源であります地方交付税は、地方財政計画などをもとに、4,000万円減額の16億2,000万円を計上いたしました。

ふるさと寄附金では、今年度もふるさと寄附金を活用した米生産農家、支援施策を平成28年度実績を踏まえ、縮小はしますが実施をし、米農家支援を行います。

さらに、今年からは子供の育成と教育、文化の振興事業基金を創設し、立科町の子供たちの育成のためにふるさと寄附金を募り、子育て支援の充実を目指します。

また、各種事業を行うために不足する歳入については、財政調整基金から前年度より200万円少ない2億8,500万円の繰り入れを計上いたしました。

続きまして歳出であります。総務費での新たな事業では、18歳以下のお子さんや障害をお持ちの方の交通災害共済の掛け金を無償とし、結婚に伴う居住費や引っ越し費用について補助を行い、結婚新生活を支援いたします。

また、ふるさと交流館芦田宿内に移住サポートセンターを開設し、ワンストップで移住のサポートを行い、移住を促進するとともに、新たな視点で立科町の魅力を発信していくため、地域おこし協力隊2名を採用し、平成29年度は4名体制での活動を計画しております。

地域再生法に基づく地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、地域再生計画に記載した事業の実施に当たり、財政、金融等の支援措置を活用することができます。

また、権現の湯が開館19年を迎える中で、大規模な改修を平成30年度に計画をしていることに伴う調査、設計のための経費を計上いたしました。

民生費では、高校生手当を創設し、立科町に住所のある高校生1人月額3,000円を給付します。よりお金がかかる高校生に町として支援をし、子育てを応援する町としての姿勢を町内外に発信をいたします。

また、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるよう、次期平成30年から32年度の高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び障害者福祉計画を策定し、加えて高齢者や障害者、子供といった垣根を超えて困難を抱える人を一体的に支える地域共生型社会の実現に向け、共生型介護予防事業について、準備を進めてまいります。

農林水産業費では、昨年度に引き続き、農業用ビニールパイプハウス設置補助金、りんごやワイン用ブドウの苗木購入補助金、鳥獣害被害防止柵設置補助金など、多くの補助メニューを整備し、営農意欲の高い農家を応援するとともに、ふるさと寄附金を活用した米農家支援を行い、立科町の田園風景が後世に引き継がれていくことを期待しております。

商工費では、白樺高原の活性化を目指し、国の官公庁が進める地域の稼ぐ力を引き出し、観光地域づくりのかじ取り役としての調整機能を備えた法人日本版DMOの設立を推進するとともに、白樺高原の再整備計画を検討し、白樺高原マスタープランとして策定をいたします。近年、スキー人口の減少とともに、より不振が続いている索道事業の新たな運営方式の基本計画も合わせて検討し、白樺高原全体のにぎわいの再生を目指してまいります。

また、高知でのトレーニング効果を期待して、近年、大学の陸上チームが白樺高原に練習で多く訪れ、女神湖周辺の歩道を走るようになりました。にぎわいがあり、嬉しいことですが、反面、歩行者との接触などが危惧されております。このため、リゾートらしくゆっくり歩く場所と高速で走り回れる場所とのすみ分けが必要になってきており、第2牧場周辺に練習用のクロスカントリーコースを計画するための測量経費を計上いたしました。

また、里の地域のにぎわいの拠点とすべく、農ん喜村周辺の再構築を行い、直売所周辺にトイレ等を設置し、道の駅として登録をしていきます。新たな体験メニューなどを整備し、多くの方に訪れていただける農ん喜村として整備をしていきたいと考えております。

土木費では、小学校線改良工事の延長工事を進め、早期に通学児童の安全が図れるよう取り組みます。また、道路修繕料、河川維持管理経費を増額し、きめ細かな対応を図ってまいります。

消防費では、行政情報や災害情報をスマートフォンのアプリで配信するシステムを構築することにより、有線放送等がない家庭にも、急な行事の中止などの情報伝達ができるようになり、きめ細かな情報発信が可能となります。また、町内2カ所に防犯カメラを設置し、安心安全な町づくりに努めてまいります。

教育費では、小学校体育館の屋根の改修工事、低学年用トイレの様式化、給食室の古くて修理ができない食洗機や冷蔵庫、滅菌庫などを更新して、安心しておいしい給食を提供できる体制を整えてまいります。

中学校では、校内階段に落下防止策を設け、安全の向上を図り、権現山運動公園のマレットゴルフ場では、要望あるトイレ設置により利用者の利便を図ります。

次に、特別会計企業会計についてであります。これらの会計はそれぞれ、目的を持った会計であり、その目的の達成に向け必要な予算について計上いたしました。

索道事業特別会計については、予算計上に当たり、安全なスキー場として運営していただけるように必要な経費について計上しております。多くのお客様に訪れていただくことが索道事業特別会計の健全化へ進める道でもありますので、多くの皆様からお知恵を借りたいと思っておりますので、ご支援をよろしくお願いをいたします。

それでは、本定例会にご提案をいたします案件の概要について申し上げます。

まず、条例関係について申し上げます。

議案第2号は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、公選制から任命制に改められ、農業委員会の委員及び農地利用適正化推進委員の定数を定める条例を改定等するものであります。

議案第3号は、消防組織法に沿った条例とするため、消防団に関する条例と規則を合わせた新たな条例を制定するものであります。

議案第4号は、行政が持つ個人情報の適正な利用について、法律の改正に合わせた改正であり、議案第5号から7号までは、育児休業、介護休暇等について関係する法律の一部改正に伴い、国、県に準じた改正を行うものであります。

議案第8号は、ふるさと寄附金を活用して、次世代をつくる子供の育成支援と教育、文化の振興をさらに進めるための改正であり、議案第9号から11号までは、関係する法律等の一部改正によるものであります。

続きまして、補正予算案件を申し上げます。

議案第12号から17号までは、平成28年度各会計の補正予算でございます。主に、事業進捗に伴うものです。

一般会計では、事業進捗に伴う補助金の確定などに加え、佐久市営整備中の新クリーンセンターにかかわる御代田町への負担金として、佐久市、軽井沢町、御代田町と協議を重ね、それぞれの負担割合を決定し、その経費を計上いたしました。

また、生ごみ堆肥化事業につきましては、地域説明会やごみバケツの注文などを行い、事業推進をしておりますが、長和町が事業計画を変更したことから、議会の皆様と協議をし、事業の中止を決定いたしました。町民の皆様にはご迷惑をおかけしたことを、この場を借りて深くおわびを申し上げます。

しかしながら、環境型の形成、環境型社会への形成、ごみ減量化、ごみの資源化は環境を守る上でも大変重要なことなのであります。自家処理の進めなど、なお一層推進してまいりたいと考えておりますので、今後も引き続きご理解、ご協力をよろしくお願いをいたします。

そのほか、特別会計につきましても、事業進捗に伴う補正となっております。

続きまして、議案第18号から27号までは、平成29年度各会計の当初予算となり、先ほど申し上げたとおりでございます。

本定例会に提案申し上げます案件は、条例案件10件、平成28年度補正予算案件6件、平成29年度予算案件10件、不納欠損に係る請求権の権利放棄2件、辺地の総合整備計画に伴う同意1件でございます。

なお、立科町固定資産評価審査委員会委員の選任及び人権擁護委員の推薦の同意について、最終日に提出を予定しております案件でもございますが、よろしくお願いをいたします。

それぞれの案件、提案いたします案件の概要につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

最後に、立科町が持つ美しい自然や景観、歴史文化などの地域資源があり、それらをいかに活用し、未来へ受け継いでいく取り組みが大切なことと考え、自主性、主体性を発揮して特色ある町づくりができるよう、全力で取り組んでまいります。

どうか、町民の皆様、議員各位のご理解とご支援をお願いを申し上げて、3月定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

次に、12月定例会以降の主な町長諸般の報告をいたします。

12月11日に佐久市温浴施設の竣工式に出席した後、午後、立科町観光連盟との意見交換会を行いました。

13日には、保育所運営検討委員会より、今後の保育所運営についての答申をいただきました。答申いただきました1歳未満児への保育受け入れについて検討してまいりたいと思っております。

14日には、ハートフルケア事業推進協議会で運営状況等について報告を受け、意見

交換を行い、同日午後、第1回介護予防日常生活支援総合事業協議体会議を開催し、地域支援の推進について協議いたしました。

15日には、予定どおり両スキー場をオープンすることができました。同日、観光地経営の視点に立って、観光地域づくりに向けた議会議員、役場職員対象の研修会を開催いたしました。

16日には、消防委員会に出席し、消防設備整備等について意見交換をいたしました。

21日には、蓼科高校地域講座で講師として講義をさせていただきました。同日、北佐久郡行政連絡協議会に出席をしております。

22日には、佐久広域連合定例会に出席をし、27日には総合教育会議を開催し、教育委員の皆様と教育行政について意見交換を行い、夜には消防特例巡視を行い、年末警戒に従事している消防団員及び部落役員の皆様に感謝と激励を申し上げました。

16日には、新春賀詞交換会を開催し、平成29年度に向けてご挨拶を申し上げるとともに、団体の代表の皆様から、力強い年頭のご挨拶をいただきました。同日、部落解放同盟佐久地区協議会旗開きに参加をしております。

8日には、愛川町一周駅伝大会に参加する立科町駅伝チームに同行し、激励をいたしました。事業所チーム部門において、優勝と3位という輝かしい成績を収めることができました。

10日には、佐久市など、県内市町村と取り組みました住民票などのコンビニ交付サービスの稼働セレモニーに参加をいたしました。

11日は、立科町消防出初式が行われ、多忙の中、崇高な消防精神を持って住民生活を守る消防団員に感謝を申し上げました。また、保育園、幼年消防隊が分団に混じり分列行進を行い、消防意識の高揚に一役かっいただきました。

12日には、社会福祉協議会評議委員会に参加をいたしました。

16日には、第1回臨時議会を招集し、教育委員の選任の同意をいただきました。

17日には、佐久市北佐久郡環境施設組合正副組合長会会議に参加し、同日午後、観光地域づくりタウンミーティングを開催いたしました。

18日から19日は、全国町村長会議が東京で開催され、参加をいたしました。

23日には、佐久地域定住自立圏変更協定合同調印式が行われ、安心をして暮らせる地域づくりに向けて、11市町村が中心市の佐久市と次期5年の協定を結びました。

同じく2月の7日には、上田地域定住自立圏変更協定調印式が行われ、6市町村が中心市の上田市と次期5年間の協定を結んでまいりました。

25日には議会全委員協議会へ出席し、26日には観光地域づくり講演会を開催いたしました。

27日には、電算共同化第7回共同化委員会に、副町長が参加をしております。

2月2日には、社会福祉協議会理事会に参加をいたしました。

3日には、川西保健衛生施設組合理事会及び定例会が行われ、参加をいたしました。

した。

5日は、第8回立科町合唱祭に参加し、会場が一体となった力強い歌声に活力をいただくことができました。

7日は、第2回臨時会を招集し、町道白樺湖大門峠線歩道改良工事の工事請負変更契約締結についての議決をいただきました。

8日には、佐久市北佐久郡環境施設組合正副組合長会及び定例会に出席をいたしました。

9日には、健康づくり推進協議会を開催し、同日午後、立科町国民健康保険運営協議会を開催し、来年度に向けた事業計画等審議をいたしました。

10日は、北佐久郡老人福祉施設組合の2次会及び定例会に出席をいたしました。

12日には、第1回立科町ふらばーるバレー大会が21チーム参加により開催をされ、不規則にバウンドするボールに苦戦する選手の皆さんを応援をいたしました。笑顔があふれ、年代を超えた多くの交流が生まれました。楽しい大会となっております。

13日に開催をされた、千曲川ワインバレーに恋するワイン会 in 千曲に参加し、今後のワインバレーの進展に期待をしております。

14日には、佐久広域連合正副連合長会議に出席をしております。

16日には、議会運営委員会に出席し、同日午後開催された北佐久郡行政連絡協議会に出席をいたしました。

17日には、長野県町村会定期総会に出席をいたしました。

23日には、立科町総合戦略評価委員会を開催をいたしました。

24日には、国民健康保険団体連合会通常総会に出席をいたしました。

28日は、地域公共交通活性化協議会を開催し、運行の状況を踏まえ、今後の方針を協議いたしました。

以上で、町長諸般の報告といたします。

◎日程第4 議会諸報告

議長（土屋春江君） 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりでございます。ご承知ください。

次に、榎本真弓総務経済常任委員長、報告ありますか。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。総務経済常任委員会、報告はありません。

議長（土屋春江君） 次に、森本信明社会文教建設常任委員長、報告ありますか。

8番（森本信明君） 8番、森本です。社会文教建設常任委員会の閉会中の委員会活動について報告をいたします。

平成28年度の社会文教建設常任委員会の行政視察研修ということであります。

1月25日には視察研修に先立ち、行政視察先的那須塩原地の小中一貫教育について

と、大田原市健康マイレージ事業について、行政視察研修に先立ち、事前学習会を行ったところであります。

1月30日に那須塩原教育委員会を訪問し、人づくり教育を教育の施策の中心に掲げ、義務教育の9年間で的人格の基礎づくりをしている那須塩原市小中一貫教育について、導入の経過、教育方針と小中一貫教育の目指すもの、具体的取り組み等、現状等について研修をいたしました。

1月31日、大田原市役所を訪問し、市民の健康づくりの動議付けと運動習慣の定着、促進する健康マイレージ事業について、健康はポイントプロジェクト等について研修をしてきました。

以上であります。

議長（土屋春江君） これで、議会諸報告を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時からです。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時00分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第5 議案第2号

議長（土屋春江君） 日程第5 議案第2 立科町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井農林課長、登壇の上、願います。

〈農林課長 今井 一行君 登壇〉

農林課長（今井一行君） 議案第2号 立科町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員の選出方法の変更や農地利用最適化推進委員の新設等が規定された改正農業委員会法が、平成28年4月1日に施行されております。当町におきましても、本年7月19日に任期の満了を迎えるに当たり、法の趣旨に基づき農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数と報酬とについて必要な事項を定めるものであります。

立科町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を、別紙のとおり制定する。

おめくりをいただきまして、第1条は、この条例の趣旨を農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員の定数を定めることとします。農業委員の定数は13人として第2条で、農地利用最適化推進委員の定数は3人として第3条で規定いたします。

附則の第1項としまして、施行期日は交付の日といたします。

附則第2項として、立科町農業委員会の選挙による委員の定数条例と立科町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例、この2つの条例を廃止いたします。

改正後の農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の報酬を定めるため、附則第3項で、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表を改正いたします。農業委員会委員の報酬は、改正前と同額でございます。農地利用最適化推進委員は、農業委員と同額といたします。

附則の第4項は、経過措置を定めるものです。

よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第6 議案第3号

議長（土屋春江君） 日程第6 議案第3号 立科町消防団条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第3号 立科町消防団条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町消防団条例を次のように定める。平成29年3月2日提出、立科町長、米村匡人。

これまで、立科町消防団につきましては、立科町消防団規則及び立科町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規則と条例で定められておりましたが、この2つを立科町消防団条例として1つの条例に再編するものです。

第1条では条例の趣旨を、第2条では消防団の設置を、第3条では消防団の名称を立科町消防団とし、管轄区域を立科町の区域と定めております。

第4条以降につきましては、立科町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例から移行するものとし、附則する条項等を追加しました。

第6条、退職については新たに追加をいたしました。

次ページ第13条は、職務上遵守しなければならない事項を詳細に規定しております。

附則第1項として、この条例は平成29年4月1日から施行とします。

第2項で立科町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を廃止いたします。

第3項により経過措置を定めております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第7 議案第4号

議長（土屋春江君） 日程第7 議案第4号 立科町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。遠山企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長 遠山 一郎君 登壇〉

企画課長（遠山一郎君） 議案第4号 立科町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明をいたします。

立科町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成29年3月2日提出でございます。

今回、提案しております立科町個人情報保護条例等とは、立科町個人情報保護条例及び立科町公文書公開条例を指します。行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律、以下改正法と言いますが、昨年5月に成立したことによりまして、個人情報の定義の明確化及び要配慮情報の取り扱いに係る規定の整備が行われたため、この法律に合わせて整備を行うものでございます。

立科町個人情報保護条例については、第2条第1項第1号において個人情報の定義をより細かく定めています。また、第2号に要配慮個人情報を新たに定義しております。

以下、現行の号を1号ずつ繰り下げ、第9号に本人の定義を加えております。その他、改正法に準じて修正を加えております。

続いて、立科町公文書公開条例では、第6条第1項第1号において個人に関する情報の定義をより細かく定めたものであります。

なお、改正法の施行日が交付の日、平成27年5月27日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされていることから、施行日を改正法の施行日に合わせているものでございます。

ご審議の上、議決いただけますようお願いいたします。

◎日程第8 議案第5号～日程第10 議案第7号

議長（土屋春江君） 日程第8 議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第10 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成29年3月2日提出でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、国、県に準じた改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、3点の主な改正を行っております。

1つとして、育児休業等に係る子の範囲の拡大をします。法律上の親子関係に準じる関係にある子も育児休業等の対象といたしました。

2つ目は、介護休暇の分割です。職員が介護休暇を請求できる期間を1つの要介護状態ごとに3回以下かつ合計6カ月以下の範囲で取得できるようになります。

3点目は、介護時間の新設です。職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続3年以下、1日につき2時間以下で介護時間を承認できるようになります。

それでは、1ページをお願いいたします。

第5条の2第1項では、育児休業対象とする子の範囲を拡大するものです。特別養子縁組の成立に係る職員が現に看護する子、養子縁組里親である職員に委託されている子、その他これに準ずる者が対象となります。同条第2項前段中、日常生活を営むのに支障がある者を要介護者に改め、育児休業の対象と同様に子の範囲を拡大しております。

1ページ下段になります。

第12条第1項の改正により、要介護者の介護をするため職員の申し出に基づき要介護者のおのおのが当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに3回を超えずかつ通算して6カ月を超えない範囲内で指定することができるようになります。

2ページ上段、第12条の2では、介護時間が新設され、連続する3年以下の期間内で1日につき2時間以下介護時間を承認できる仕組みを新設しております。

この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

経過措置として、介護休暇の初日から6カ月を経過しないものについて、体制後に残余の期間を分割して取得できるよう措置しております。

以上、ご説明申し上げましたが、審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成29年3月2日提出でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、国、県に準じた改正を行うも

のでございます。

改正の概要は、育児休業等に係る子の範囲の拡大と育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整についてでございます。

1 ページ第2条の2を、第2条の3に繰り下げ、新たに第2条の2を加えます。第2条の2では、法律上の親子関係に準じる関係にある子の場合も育児休業の対象とすることにいたします。中段第3条第1号及び2号では、条例に定める特別な事情を定めており、下段第6条中の改正は、育児休業をした職員の職務復帰後の給料の調整について国、県に準じて作号をいたします。

この条例は、平成29年4月1日からの施行といたします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成29年3月2日提出。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、国、県に準じた改正を行うものです。

改正の概要は、介護時間を新設することに伴う改正でございます。

1 ページをお願いいたします。

第37条中、介護休暇の次に介護時間を加える改正となります。

この条例は、平成29年4月1日からの施行とします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第11 議案第8号

議長（土屋春江君） 日程第11 議案第8号 立科町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。遠山企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長 遠山 一郎君 登壇〉

企画課長（遠山一郎君） 議案第8号 立科町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するというところでございます。平成29年3月2日提出。

1 枚おめくりいただきまして、立科町ふるさと寄附金条例ですが、当町では現在、住みよいまちづくり事業の中に、福祉に関する事業、教育に関する事業、環境保全に関する事業の3事業、また、蓼科山や蓼科の水に関する事業、旧跡・史跡に関する事

業、産業振興に関する事業の財源として、ふるさと寄附金を募っております。

今回、このうち教育に関する事業の項目について、次代をつくる子供の育成支援をさらに推進するために、この寄附金を財源とする事業を明確化し、現行の住みよいまちづくり事業から教育を切り離し、別号として新たに次代をつくる子供の育成と教育文化の振興に関する事業を追加するものです。また、同号中、環境保全を環境に改めるものですが、これにつきましては、ふるさと寄附金を募る目的及びその寄付金を財源として事業に充当する際に、狭義の環境保全事業だけではなく環境関連事業全般に範囲を広げることを明確にするものです。

ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎日程第12 議案第9号

議長（土屋春江君） 日程第12 議案第9号 立科町町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第9号 立科町町税条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町町税条例及び立科町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成29年3月2日提出でございます。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行及び消費税率の引き上げを平成31年10月1日に延期する社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行例の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が施行されたことにより、条例の一部改正を行うものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条では、立科町町税条例の一部改正であり、第36条の2第1項は、町民税の申告についての定めであり、ただし書きに特定非営利活動法人の申告についての特例を追加いたしました。

附則第7条の3の2第1項中の改正は、住宅ローン減税措置が平成33年まで延長することに対応するものでございます。

第2条では、平成28年立科町条例第18号により、立科町町税条例等の一部を改正した条例の一部を改正するものでございます。

第1条では、軽自動車税の環境性能割の見直しがされたことにより、平成28年立科町条例第18号で改正した軽自動車税の環境性能割に関する改正を削除するとともに、附則第16条の種別割税率の特例を改定し、初めの登録から14年経過して以降の税率を

定めております。また、新たに第1条の2を加え、法改正後の軽自動車税の環境性能割に関することについて定めるものでございます。

第34条の4では、法人税割の税率を定めておりますが、法人税割の標準税率の引き下げを受け、9.7%から6%に引き下げを行います。

なお、適用は附則で定めておりまして、平成31年10月1日以降の事業年度からの適用となります。

第80条は、軽自動車税の納税義務者等を定めており、制度改正により改正をいたします。

2 ページ下段になります。

第81条の改正は、所有者または所得者としてみなして課税する規定でございます。

3 ページ下段、第81条の2から第81条の8までは、新たに追加する条でございます。81条の2は、日本赤十字社の救急用車両の非課税を定め、第81条の3から第81条の8までにより、環境性能割の課税について定めております。

5 ページ上段をお願いいたします。

第82条は、種別割の税率の定めであり、額の改正はなく種別に符号をつける改正でございます。

6 ページ上段、83条からの改正は、軽自動車税を種別割に改めるものが主なものでございます。下段15条の2で環境性能割の賦課徴収は、当分の間、長野県が行うこととし、第15条の5において徴収取扱費を長野県に交付することを定めております。第15条の6では、環境性能割の税率の特例を定めております。

7 ページ下段、附則第16条は、種別割税率の特例の定めで、初めの登録から14年経過した以降の税率を定めております。

附則第1条第1号の改正では、改正によりずれた項の改正を行い、第2号及び第4号にそれぞれ改正した施行期日を定めています。新たに第2条の2を加え、改正後の経過措置を規定しております。

附則によりこの条例は、交付の日からの施行とし、一部法律の施行の日からの施行とすることを定めております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第13 議案第10号～日程第14 議案第11号

議長（土屋春江君） 日程第13 議案第10号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について及び日程第14 議案第11号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 齊藤 明美君 登壇〉

町民課長（齊藤明美君） 議案第10号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成29年3月2日提出、立科町長。

今回の一部改正につきましては、平成28年4月1日から介護保険法並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例により、地域密着型通所介護の創設が施行されたことにより、当町におきましても地域密着型通所介護の実施に当たり、改正法の経過期間中である今年度末までに所要の改正をするものでございます。

主な改正の内容は、第3章の次に第3章の2として、地域密着型通所介護を新たに設けるほか、介護保険法並びに本条例改正における引用規定の条項等、また軸を改めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

下段第3章の2地域密着型通所介護を追加いたします。追加条項は、第59条の2から第59条の38となります。

第1節基本方針であります。この地域密着型通所介護は、要介護状態になった場合においても利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう生活機能の維持・向上を目指し、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、また、家族の身体的・精神的負担の軽減などを目的に実施をするものでございます。

指定地域密着型サービスにつきましては、法の規定により事業者の指定に関する基準などを条例で定めることとされていることから、第2節ではこの事業を行う事業者の人員に関する基準を、生活相談員、看護師また準看護師、介護職員等、その職種ごとに定めております。

5ページをお願いいたします。

第3節では、事業所に備えつける食堂、機能訓練室等の設備、備品の基準を定めております。

6ページをお願いいたします。

第4節では、事業者が実施する運営に関する基準について定めるものでございます。

11ページをお願いいたします。

第5節につきましては、地域密着型通所介護のうち、指定療養型通所介護について

の基準を定めるものでございます。この節の趣旨として、難病等を有する重度要介護者またはがん末期の方であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な方を対象としております。基本方針といたしましては、指定療養型通所介護の提供に当たっては、利用者の主治医及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならないこととしております。

第2款では、人員に関する基準を定めております。

13ページをお願いいたします。

3款では、設備に関する基準を定めており、第4款では、運営に関する基準をそれぞれ規定しております。

19ページをお願いいたします。

上段第60条以降第80条までの規定につきましては、認知症対応型通所介護に関する規定の改正であります。今回の法改正により認知症対応型通所介護事業所にも運営推進会議の開催が義務づけられたため、読みかえ規定により運営基準等を整備したことに伴う改正が主な内容でございます。

20ページをお願いいたします。

下段第82条以降第108条までの規定につきましては、小規模多機能型居宅介護に関する規定の改正であります。登録定員数が緩和されたこと及び読みかえ規定の整理による改正が主な内容でございます。

26ページをお願いいたします。

第9章関係では、見出しを複合型サービスから看護・小規模多機能型居宅介護に改めたことによる文言の改正が主な内容でございます。

31ページをお願いいたします。

最初のページでございますが、附則におきまして、この条例は交付の日から施行し法改正に合わせ平成28年4月1日から遡及適用するものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成29年3月2日提出、立科町長。

今回の一部改正につきましては、先ほどの議案第10号の提案理由と同様に、平成28年4月1日から介護保険法並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため

の効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことにより所要の改正をするものがあります。

主な改正点は、第2章に規定する介護予防認知症対応型通所介護において、地域との連携や運営の透明性を確保するために運営審議会の設置を義務づけるなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、所要の基準改正を行うものであります。

1 ページをお願いいたします。

第37条及び第39条につきましては、第3節に規定する運営に関する基準でございます。第37条では、事故発生時の対応について、第39条では運営審議会の設置及び開催の回数、記録の作成、公表等に係る項の追加をするものでございます。この第9条の規定は、第3章以降の準用規定にも盛り込まれております。

その他、介護保険法及び本条例による引用規定の条項軸等を改正しているものでございます。

附則において、この条例は交付の日から施行し、法改正にあわせ平成28年4月から遡及適用をするものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第15 議案第12号

議長（土屋春江君） 日程第15 議案第12号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第12号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正は、総額に歳入歳出それぞれ6,593万3,000円を増額し、予算の総額を47億5,611万9,000円とするものでございます。平成29年3月2日提出、立科町長米村匡人でございます。

7 ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正となります。

2款総務費では、白樺湖畔で行っています建物解体撤去工事事業2,731万9,000円、個人番号カード交付事業・補助事業59万1,000円、5款農林水産業費、中山間地域所得向上支援対策事業310万円、森林造成事業2,288万6,000円でございます。

8 ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正であります。現年補助災害復旧事業ですが、激甚災害の指定による補助率の増高及び事業費の確定により借入限度額を130万円に変更してござい

ます。

11ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1 款町税では、1 項町民税、2 項固定資産税、3 項軽自動車税、4 項町たばこ税は、いずれも徴収実績による決算見込みでの補正でございます。

12ページ、12款分担金及び負担金及び13款使用料及び手数料は、それぞれの実績見込みによる補正でございます。

13ページ、14款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 項国庫負担金、14ページ、15款県支出金の1 項県支出金、2 項県補助金、3 項委託金についても事業実績に伴う補正となります。

林業費補助金の森林造成事業補助金1,342万6,000円の減額は、信州の森林づくり事業の補助金がなくなり、国の補正予算による事業で実施したことによるものでございます。

災害復旧費県補助金は、激甚災害指定により補助率増により244万円の増額でございます。

16ページ、16款財産収入では、別荘等更新料560万7,000円の増でございます。これは、名義変更承諾料の増が主なものとなっております。

2 項財産売り払い収入、立ち木等売却収入823万円は、見込みにより量及び単価がよかったことによるものでございます。

17款1 項寄附金は、ふるさと寄附金の実績に伴う見込みで計上し、17ページ、18款繰入金は、ふるさと寄附金から繰り入れを行い寄附者の意向に沿った各事業へ充当するための繰り入れでございます。

20款諸収入は、実績に伴う補正でございます。

18ページ、21款町債では、災害復旧事業費の確定及び激甚災害の指定に伴う補助率の増により減額といたしました。

19ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1 款議会費では、パソコン、プリンター購入費10万円を計上し、2 款総務費1 目一般管理費では、臨時職員退職金66万5,000円、これは、長期臨時職員7名の退職見込みに伴うものでございます。

町用備品購入費37万円は、相談者のプライバシー保護のため、つい立てによる相談スペースを確保するものでございます。

電算管理経費94万4,000円の増額は、個人番号利用地向けのパソコンが必要となる平成29年度の職員採用及び人事異動に備え5台、並びに地域おこし協力隊員のインターネット接続用パソコン3台、合計8台を計上をいたしました。

20ページ、除雪等委託料は、本年度の実績見込みで計上し、立科町ふるさと基金積

立金602万2,000円は、実績による補正でございます。

下段、8目地域情報通信費は、データ放送設備更新について事業の再検討を行い、一部の更新を見送ったことにより1,817万7,000円の減額でございます。

21ページ、2項徴税費から23ページ、7項コミュニティー費までは、事業進捗に伴う補正でございます。

24ページお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費、社会福祉一般経費では、国民健康保険特別会計への繰出金319万4,000円を計上しました。障害者支援事業経費は障害福祉サービス利用給付等の実績見込みにより1,367万円の減額を計上しております。

25ページ、2項児童福祉費は、事業実績見込みによる補正でございます。

26ページ、3目保育所費では、人件費の補正が主なものでございます。

27ページ、3項高齢者福祉費は、高齢者福祉一般経費扶助費90万円は、老人施設入所者増に伴う計上でございます。

28ページ、1項保健衛生費は、事業実績及び見込みに伴うものでございます。

29ページ、2項清掃費では、新クリーンセンター整備のための御代田町への負担金195万円を計上し、生ごみ堆肥化事業経費は事業見直しにより1,002万4,000円を減額計上いたしました。

30ページ、5款農林水産業費1項農業費2項林業費では、事業実績見込みによる減額の補正でございます。

33ページ、3項土地改良費は、事業実績に伴う補正です。

34ページ、6款商工費1項商工費2項観光費も実績及び実績見込みによる減額でございます。

36ページをお願いいたします。

7款土木費1項土木管理費の水道事業会計への負担金210万6,000円は、水道事業経営戦略策定に要する経費の繰り出し基準による負担金でございます。2項1目道路維持費では、除雪等委託料387万8,000円を実績及び見込みにより増額の計上をいたしました。

37ページ、社会資本整備総合交付金は、実績見込みにより1,500万円の減額であり、5項下水道費は、川西保健衛生施設組合負担金の減額に伴い、713万7,000円の減額及び下水道事業特別会計の実績及び見込みにより1,485万1,000円の繰出金の減額をしてございます。

38ページ、8款消防費は、事業実績に伴うものでございます。

39ページ、9款教育費1項教育総務費記念品代は、教育委員退任により計上をいたしました。

教育振興経費では、蓼科高校通学車両運行経費が増額しており、蓼科高校育成会へ補助金70万円を増額、中学校補助金50万円の減額は、遠距離通学者の減少と総合学習

のバス使用実績によるものでございます。

40ページ、2項小学校費、3項中学校費は、実績によるものでございます。

41ページ、4項社会教育費、2目公民館費、図書館用図書1万円は、寄附金により計上をいたしました。6項施設管理費は、事業実績に伴う補正でございます。

42ページ、災害復旧費は、事業実績による減額補正でございます。

歳入歳出の差額、2億920万9,000円は、予備費で調整をいたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（土屋春江君） ここで昼食のため、暫時休憩とします。

再開は、午後1時30分からです。

(午前11時52分 休憩)

(午後1時30分 再開)

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開いたします。

◎日程第16 議案第13号～日程第18 議案第15号

議長（土屋春江君） 日程第16 議案第13号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから、日程18 議案第15号 平成28年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。斉藤町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 斉藤 明美君 登壇〉

町民課長（斉藤明美君） 議案第13号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ1,563万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億1,952万4,000円とするものです。

5ページをお願いいたします。

歳入につきまして、3款国庫支出金のうち、1項国庫負担金で1,929万9,000円の増額。これは、保険給付の増加に伴う療養給付費等負担金の増額及び平成28年1月から12月診療分から算出される高額医療費共同事業拠出金に対する負担金の額の確定による増額補正でございます。2項国庫補助金は国保事業費納付金算定システム改修費の確定により、その他補助金で4,000円の減額補正でございます。4款療養給付費交付金では、退職被保険者の減少に基づく、現年度分の交付決定により1,461万円の減額補正でございます。5款前期高齢者交付金は、本年度の概算額から前前年度の確定額の精算額を差し引き、算出されるものですが、本年度の概算額が少なかったこと。合

わせて前前年度の生産額も少なかったことから、2,689万4,000円の減額補正となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6款県支出金のうち、1項県負担金では共同事業の拠出金額確定により、高額医療費共同事業負担金で58万9,000円の増額補正。7款共同事業交付金では、共同事業の交付金額確定により208万8,000円の増額補正となります。9款繰入金のうち、1項他会計繰入金では、財政安定化支援分の額確定、社会保障税番号システム整備の補助金の変更、出産育児一時金の実績見込等によりまして、一般会計繰入金として225万8,000円の増額、また、国県負担分の交付決定により保険基盤安定繰入金を93万4,000円増額し、全体で319万2,000円の増額補正でございます。11款諸収入は、一般被保険者等からの返納金実績として70万2,000円の増額補正であります。

続きまして、7ページ、歳出をご覧ください。

1款総務費では、1項1目一般管理費で職員旅費及び長野県国保地域医療学会負担金の実績見込みによる減額。電算委託料は歳入での説明同様、国保事業費納付金算定システム改修費の減額と、社会保障税番号制度システムの改修費増により、合計25万円の増額補正であります。2款保険給付費のうち、1項療養諸費では、実績見込みにより一般療養給付費で880万円の減、続いて次のページで、退職療養費給付費で460万円の減、退職療養費で7万6,000円の増を見込み、全体で、1,332万4,000円の減額補正であります。2項高額療養費では、実績見込みにより一般高額療養費で350万円、退職高額療養費で168万円の減額、4項出産育児諸費では実績見込みにより84万円の増額補正でございます。2款保険給付費は、それぞれ実績見込みから補正予算額を算出してありますが、伸び率につきましては、現時点で対前年度比97.4%となっております。

10ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等は、額確定により352万円の増額。6款介護給付費地域支援事業支援納付金につきましても、同じく額の確定により348万2,000円の増額補正であります。

11ページ。

7款共同事業拠出金のうち、1項1目高額医療費共同事業、医療費拠出金では59万6,000円、2目保険財政共同安定化事業拠出金では691万8,000円をそれぞれ額の確定により減額補正をするものでございます。10款諸支出金では、前年度の療養給付費等負担金と特定健診国庫負担金の額の確定による国庫への精算返還金として、612万1,000円を増額補正するものでございます。

12ページをお願いいたします。

11款予備費は歳入歳出の調整によるものでございます。

以上、提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、お認めいただきま

すようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 平成28年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ19万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,277万円とするものでございます。

4 ページをご覧ください。

歳入につきまして、1 款後期高齢者医療保険料につきましては、1 目特別徴収保険料を減額、2 目普通徴収保険料を増額し、保険料見込み額として86万2,000円を増額補正するものでございます。4 款繰入金につきましては、一般会計繰入金で保険基盤安定繰入金の確定に伴い、105万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、5 ページ歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合の納付金のうち、徴収見込み保険料の増額に伴い、保険料負担金額を86万2,000円増額し、保険基盤安定繰入金の確定に伴う負担金額を105万9,000円減額したことによる19万7,000円の減額補正でございます。

以上、提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第15号 平成28年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ942万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億6,711万9,000円とするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1 款保険料、1 項1 目第1 号被保険者保険料は実績見込みにより400万円の増額補正をするものでございます。4 款国庫支出金、1 項国庫負担金につきましても、実績見込みにより201万7,000円の増額補正でございます。2 項国庫補助金、1 目調整交付金は第1 号被保険者に占める75歳以上の高齢者の割合や、所得階層別の割合等の状況から、実績により776万2,000円の減額補正でございます。5 款支払基金交付金では、本年度の実績の見込みにより764万3,000円の減額補正をするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

6 款県支出金では、本年度の介護給付費の実績見込みにより、29万円の減額補正。10 款繰入金、1 項一般会計繰入金では社会保障税番号制度にかかるシステム整備補助金として、25万3,000円を繰入れるものでございます。続きまして、7 ページ。歳出でございますが、1 款総務費では、一般会計より補助金を繰入れ実施します社会保障税番号制度にかかるシステム整備の電算委託料として、25万4,000円の増額補正でござ

ございます。2款保険給付費、1項介護サービス給付費、1目介護サービス等給付費では、実績見込みにより居宅介護サービス給付費で800万円の減額、施設介護サービス給付費で300万円の増額、居宅介護サービス計画給付費で250万円の減額を見込み、負担金で750万円の減額。補助金では、居宅介護住宅改修費を実績見込みにより100万円を減額補正するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス給付費及び4項高額介護サービス費、並びに5項特定入所者介護サービス費では、それぞれ実績見込みにより負担金を増額補正するものでございます。

9ページ、6款予備費では歳入の減額部分につきまして、調整補正をしております。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第19 議案第16号～日程第20 議案第17号

議長（土屋春江君） 日程第19 議案第16号 平成28年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について及び日程第20 議案第17号 平成28年度立科町水道事業会計補正予算（第5号）についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

片桐建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

建設課長（片桐栄一君） 議案第16号 平成28年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,251万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,910万2,000円といたします。

3ページをご覧ください。

地方債の変更でございますが、第2表、地方債補正によります。起債の目的は、地方公営企業法非適用事業、補正後の限度額は2,340万円、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金について、実績により487万7,000円の増額といたします。3款国庫支出金、2目衛生費、国庫補助金22万1,000円の減額と、4款県支出金、2目衛生費、県補助金22万1,000円の減額は、いずれも合併処理浄化槽の設置実績がなかったことによる減額でございます。5款繰入金について、実績により特環管理経費分が456万4,000円の減額、コミプラ等管理経費分が84万

2,000円の減額、一般下水道事業経費分が411万5,000円の減額、浄化槽事業経費分が456万8,000円の減額、公債費償還元金分が76万2,000円の減額となり、計1,485万1,000円の減額といたします。

6 ページをご覧ください。

8 款町債、1 節下水道事業債は、公営企業会計移行事務の実績により210万円の減額といたします。

続きまして、歳出でございますが、7 ページをご覧ください。

1 款下水道費のうち、1 項下水道管理費の1 目下水道等管理費では、実績により13 節委託料、226万8,000円の減額。15 節工事請負費439万6,000円の減額となります。

2 目コミプラ等管理費では、同じく実績により15 節工事請負費が84万2,000円の減額となります。2 項下水道事業費の1 目下水道等事業費では、合併処理浄化槽設置整備補助金として予定をしておりました一般家庭用2 基分100万円と、唐松平地区での営業施設用1 基分400万円の計500万円について、設置がなかったことにより減額となります。

8 ページをご覧ください。

2 款公債費は、財源内訳の変更となります。

以上でございますが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号 平成28年度立科町水道事業会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出、第2条、平成28年度立科町水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。第41款水道事業収益、第2項営業外収益について210万6,000円を増額し、5,318万2,000円といたします。第51款水道事業費用、第1項営業費用について6万円増額し、2億5,237万4,000円とし、第4項予備費を204万6,000円増額し、1,927万5,000円といたします。

2 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億1,025万9,000円を1億1,036万3,000円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものです。第61款資本的収入、第6項負担金について10万4,000円減額し、1,640万円といたします。

3 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、営業外収益として経営戦略の策定等に要する経費の繰出し基準分210万6,000円を増額です。収益的支出ですが、営業費用については構築物減価償却費が実績により6万円の増額、予備費が204万6,000円を増額です。資本的収入ですが、南平配水池ツーインワン加圧給水ポンプの更新工事に伴う工事負担金が実績により、10万4,000円の減額でございます。

4 ページは、平成28年度水道事業予定キャッシュフロー計算書です。
以上でございますが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第21 議案第18号

議長（土屋春江君） 日程第21 議案第18号 平成29年度立科町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第18号 平成29年度立科町一般会計予算について、提案説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成29年度立科町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億5,000万円と定める。2項歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

債務負担行為第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることがきる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。

地方債第3条、地方自治法230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。

一次借入金、第4条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一次借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金にかかる共済費を除くにかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用と定める。

平成29年3月2日提出、立科町長、米村匡人。

2 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

款、項、金額の順に申し上げます。

まず、歳入となります。

第1項町民税、3億122万3,000円、2項固定資産税4億2,895万7,000円、3項軽自動車税2,809万9,000円、4項町たばこ税4,251万円、5項入湯税3,150万円。2款1項地方揮発油譲与税1,700万円、2項自動車重量譲与税4,100万円、3款1項利子割交付金100万円。4款1項配当割交付金200万円。5款1項株式等譲渡所得割交付金100万

円。6款1項地方消費税交付金1億3,000万円。7款1項ゴルフ場利用税交付金850万円。8款1項自動車取得税交付金1,100万円。9款1項地方特例交付金200万円。10款1項地方交付税16億2,000万円。11款1項交通安全対策特別交付金70万円、12款1項負担金3,404万円、13款1項使用料1億2,888万3,000円、2項手数料1,056万2,000円、14款1項国庫負担金1億5,228万6,000円、2項国庫負担金8,318万18万1,000円、3項委託金221万1,000円、15款1項県負担金9,694万4,000円、2項県補助金1億1,269万3,000円、3項委託金1,335万5,000円。

次ページをお願いいたします。

16款1項財産運用収入1億242万2,000円、2項財産売却収入907万6,000円、17款1項寄附金9,551万3,000円、18款1項特別会計繰入金200万6,000円、2項基金繰入金2億8,647万円、9款1項繰越金6,000万円、20款1項延滞金加算金及び過料10万2,000円、2項町預金利子50万円、3項貸付金元利収入8,694万4,000円、4項雑入5,202万3,000円、21款1項町債1億5,430万円、歳入合計41億5,000万円。

次に、5ページをお願いいたします。

1款1項議会費6,719万6,000円、2款1項総務管理費6億3,245万9,000円、2項町税費5,341万3,000円、3項戸籍住民基本台帳費3,416万5,000円、4項選挙費41万1,000円、5項統計調査費25万2,000円、6項監査委員費66万3,000円、7項コミュニティー費1億1,788万3,000円、3款1項社会福祉費3億6,163万2,000円、2項児童福祉費2億7,685万2,000円、3項高齢者福祉費3億3,723万4,000円、4項人権政策推進費242万2,000円、5項災害救助費2,000円、4款1項保健衛生費1億1,570万6,000円、2項清掃費1億2,067万8,000円、5款1項農業費1億6,738万6,000円、2項林業費4,595万8,000円、3項土地改良費1,358万6,000円、6款1項商工費1億9,780万2,000円、2項観光費1億8,606万2,000円、7款1項土木管理費3,477万4,000円、2項道路橋梁費1億7,652万3,000円、3項河川費441万円、4項住宅費961万6,000円、5項下水道費3億8,523万5,000円、8款1項消防費1億5,642万4,000円、9款1項教育総務費1億1,439万1,000円、2項小学校費1億53万4,000円、3項中学校費6,854万3,000円、4項社会教育費2,745万4,000円、5項社会体育費2,512万円。

次のページになりますが、6項施設管理費2,493万8,000円、10款1項農林業施設災害復旧費100万円、2項公共土木施設災害復旧費100万円、11款1項公債費2億6,327万6,000円、12款1項予備費2,500万円、歳出合計41億5,000万円でございます。

8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。事項、蓼科牧場賃貸借、飼育動物に対する損失補償、期間、平成29年度、限度額、蓼科牧場飼育動物賃貸借契約第5条に定められた補償の額。内容でございますが、平成29年度における賃貸借動物の死亡等への損失補償の対応に必要なため、債務負担をお願いするものでございます。

次に、第3表、地方債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法

に順に申し上げます。

臨時財政対策債 1 億3,000万円、辺地対策事業440万円、学校教育施設等整備事業 1,990万円、合計 1 億5,430万円でございます。証書借り入れまたは証券発行 4 %以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行ったものにおいては、当該見直し後の利率とします。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政等の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借りかえることができる。

臨時財政対策債は、普通交付税の代替財源として借り入れるものです。元利償還金に対し100%の交付税措置があり、他の起債についてもそれぞれ交付税措置がある有利な起債となっております。

12ページをお願いいたします。

2、歳入です。各項目ごとに主なものについて、ご説明を申し上げます。

1 款 1 項町民税は個人町民税では339万5,000円増であります。前年度比1.3%の増となっております。また、法人町民税は7,000円の減となります。なお、徴収率は個人町民税は現年課税分で97%、また法人町民税は99%で見込んであります。2 項固定資産税は1,245万6,000円の増額を見込みました。徴収率は96%で見込んでございます。

13ページをお願いいたします。

3 項軽自動車税は259万2,000円、前年より増と見込んでおります。平成29年度から新課税率で計上し、徴収率は97%で見込んであります。4 項町たばこ税は平成28年度の実績見込みにより減額で計上いたしました。5 項入湯税は平成28年度実績見込みによるものでございます。

14ページ、2 款地方譲与税から16ページの11款交通安全対策特別交付金までは、地方財政計画また過去の実績等により見込みを算定してございます。

17ページをお願いいたします。

12款 1 項負担金では、1 目民生費負担金の各種保育料が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。

13款 1 項使用料では、コミュニティー施設使用料これは権現の湯の入館料等ですが、昨年比255万円の減額で計上してございます。

以下、20ページの手数料までについては、前年度実績からの見込みによる計上でございます。

20ページ、中段をお願いいたします。

14款 1 項国庫負担金は障害者支援事業7,250万円と、児童手当負担金6,890万2,000円を計上してございます。

21ページ、国庫補助金は臨時福祉給付金等給付事業2,601万3,000円及び小学校線及び五本木前線の改良工事に伴う社会資本整備総合交付金4,570万円が主な事業となっ

ております。

22ページをお願いいたします。

15款1項県負担金は国民健康保険基盤安定負担金、障害者支援事業負担金、児童手当負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が主なものでございまして、合計で244万9,000円の減となっております。

23ページをお願いします。

2項県補助金は1目総務費、県補助金では新たに結婚新生活支援事業補助金が創設され、2目民生費、県補助金では福祉医療費給付事業補助金、4目農林水産業費県補助金では中山間地域農業直接支払、多面的機能支払交付金、森林造成事業補助金、松くい虫防除対策事業の補助金が主なものでございます。

24ページに移ります。

中段3項委託金は県税徴収事務委託金が主なものでございます。

25ページ下段、16款1項財産運用収入では別荘等貸付賃貸料の徴収率を88%で見込み計上をいたしました。

26ページをお願いいたします。

下段16款2項財産売却収入は実績から見込みを計上してございます。

27ページ、17款寄附金では、ふるさと寄附金を7,900万円を見込みました。実績等からの見込みによる計上でございます。

28ページ、中段、2項基金繰入金は財政調整基金2億8,500万円を計上しました。前年比200万円の減額となっております。下段、19款1項繰越金は6,000万円といたしました。

29ページをお願いいたします。

下段、20款3項貸付金元利収入は中小企業振興資金融資預託金8,500万円が主なものでございます。

30ページ、4項雑入、総務費雑入では職員給与費負担金は北佐久郡老人福祉施設組合などの派遣職員の給与費等です。ほか31ページまでの雑入については、実績等からの見込みでございます。

32ページをお願いいたします。

21款町債の臨時財政対策債は交付税の代替として、借り入れるもので辺地対策事業債は、白樺湖周遊ジョギングロード整備事業に充当し、学校教育施設等整備事業債は小学校体育館、屋根改修工事の財源とするため計上をいたしました。

33ページから、3、歳出でございます。

各業務別に主な施策を申し上げます。各ページの右側説明欄をご覧いただきたいと思っております。

1款議会費は、前年比46万7,000円の減額で計上してございます。

35ページをお願いします。

2款1項総務管理費についてでございます。一般管理経費では、経常的な経費の計上が主なものになりますが、36ページ下段、委託料の人事評価制度見直しの支援業務では、納得性と信頼のある人事評価制度となるよう改善し、やりがいのある職場づくりを進めます。

37ページ、中段の庁用備品購入費では、役場庁舎内に平成22年に購入したAEDが更新時期となり、1台更新をいたします。

38ページ、中段。佐久広域連合負担金は684万7,000円、39ページ、上段の立科優先設備機器更新補助金、これは平成27年度からの3年計画で行っており、最終年度となりますが410万円を計上し、交付金550万4,000円は自治活動交付金として、区及び部落への交付金でございます。電算管理費使用料では、下から4行目、番号関係事務SAS利用料が番号法の施行に伴い増額となっております。

40ページ、リース料では機器の再リースにより減額されております。

41ページ、上段、県自治体情報セキュリティクラウドは、県と県内の全市町村により実施するインターネットメールのセキュリティクラウドの運営にかかる負担金166万8,682円を計上し、電算機関係共同システム共同利用負担金、これは県内14町村により共同化を進めているもので3,873万円の負担金については、共同化事務局において負担金の積算過程に不適切な事務があることを指摘し、負担金の見直しを委員会では決定し、見直しの試算が示され幹事会で協議していくことになってはいますが、これまでに決められている負担金額を計上してございます。

中段以降は特別職及び職員の給与となっております。来年度事務職で新規採用の6名については、人事配置が定まるまで総務課に計上しております。

42ページ、財政管理経費は公会計による決算が平成28年度から行われるため、そのシステム使用料を計上いたしました。財産管理経費では経常経費に加え、43ページ、中段の調査委託料435万3,000円を計上し、旧千草保育園耐震診断を行います。購入や活用を検討されている方からの問い合わせでは、耐震やアスベストの有無について、非常に重要視されております。旧保育園の利活用や売却の検討については、監査でも指摘されており、そのための耐震診断等の調査が必要であり、計上をいたしました。

次の別荘等貸付地管理経費及び44ページ、調査管理経費、45ページ、庁用車維持管理経費は経常的な経費を経常しました。

46ページ、基金管理経費ではふるさと寄附金から、立科町ふるさと基金に2,700万1,000円の積み立てを計上し、47ページ、交通安全対策経費では経常経費に加え、新たに18歳以下の子ども及び障害をお持ちの方などの東北信市町村交通災害共済掛金を無料にするため、36万8,000円を計上しました。

下段企画一般経費では、48ページ、上段、委託料で個人情報保護公文書公開手続改定に伴う業務委託料334万8,000円を、また広報経費では行政情報等のラジオ放送業務の委託料78万9,000円を計上いたしました。

49ページ、まちづくり事業経費補助金に新たに、結婚新生活支援事業として120万円を計上し、結婚に伴う居住費や引越し費用について、上限24万円を限度に補助します。

50ページ、移住定住推進費ではふるさと交流館に移住サポートセンターを開設し、ワンストップで移住のサポートを行います。工事費として、移住サポートセンター空調設備の事業費を計上しました。

51ページ、地域おこし協力隊経費では、4名の隊員分を計上し、52ページ、地域創生推進事業経費は地方再生計画の策定経費及びテレワーク推進事業経費となります。

下段、地域情報通信経費では、経常経費となります。

53ページ、ふるさと寄附金事業経費では、昨年度の実績により見直しを行い計上いたしました。

54ページ、2項町税費についてでございます。税務一般経費は計上経費であり、55ページ、賦課徴収経費では経常経費に加え、平成30年度評価がえに伴うシステムの環境設定等委託料167万1,840円を計上しました。

57ページ、3項戸籍住民基本台帳経費では、住民票等のコンビニ交付システムが稼働し、その経費を計上しております。

59ページ、選挙費ですが、本年は定めてられている選挙はございません。

60ページ、5項統計調査費の指定統計調査経費では、工業統計調査、就業構造基礎調査などの経費が主なものでございます。

61ページ、7項コミュニティ費では経常経費に加え、62ページ中段、設計管理測量委託料1,210万円を計上し、大規模改修に向け準備を進めます。

また、63ページ、工事請負費では源泉揚湯管の交換、源泉水中ポンプ入れかえ、源泉ポンプ内講調査経費を計上しました。前回の水中ポンプ入れかえのときに、ポンプと管の間に石などが詰まっていたことから、その原因の調査を行うものでございます。

下段、ふるさと交流館管理経費は経常経費となります。

65ページ、3款民生費となります。1項社会福祉一般経費は、経常経費であり66ページ、中段、国民健康保険特別会計繰出金は5,685万8,000円で昨年とほぼ同額でございます。次に、社会福祉協議会関係経費では、補助金2,669万5,000円を計上し、新たに共生型介護予防事業として、高齢者、障害者、子どもなど、困難を抱える人を一体的に支える地域共生社会に向けた取り組みを検討してまいります。

66ページ、下段は、老人福祉センター管理経費、これは経常経費を計上いたしました。

68ページ、障害者支援事業経費では、障害福祉計画の策定を計画しており、ほか実績等により見込みを計上いたしました。

69ページ、福祉医療給付事業経費は、昨年と同様の制度で行い、実績により計上しました。

70ページ、臨時福祉給付金給付事業経費では、給付にかかる経費及び臨時福祉給付金これは給付対象一人あたり1万5,000円、総額2,400万円を計上。

71ページ、2項児童福祉費について、児童福祉費関係経費では、児童手当9,936万円が主なものでございます。

72ページ、児童館事業経費では、73ページ上段の工事請負費で児童館デッキ改修工事を行います。中段、子育て支援事業経費の多子世帯保育料等軽減事業92万6,000円は、町外の幼稚園等へ通う第3子以降で保育料軽減を受けていない方への補助金を計上し、高校生手当756万円は、高校生一人あたり月額3,000円の手当を交付し、子育て世代の応援をするものでございます。

74ページ、保育所事業経費では職員採用による臨時職員賃金の減額及び76ページ、備品購入費では、保育園の公用車1台を購入し、緊急時の対応などの活用を見込んでおります。

77ページ、一般職給与ですが、昨年より3名増で見込んでございます。下段、3項高齢者福祉費、高齢者福祉一般経費では委託料270万円は高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定経費を計上、78ページ、後期高齢者医療経費では、後期高齢者医療広域連合負担金9,586万5,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金2,727万7,000円を計上しました。下段、介護保険経費では、介護保険特別会計繰出金1億2,903万3,000円を計上をいたしております。

79ページ中段、居宅介護支援事業経費。80ページ中段の敬老の日事業経費、高齢者共同住宅事業経費は、経常経費で計上をしてございます。

81ページ下段、地域包括支援センター事業経費は、臨時職員賃金及び法人への業務委託料を計上しました。

82ページ、高齢者生きがいセンター及び健康支援センター女神の管理経費でございます。

83ページ下段でございますが、4項人権政策推進費については、人権政策推進一般経費では84ページの補助金の部落開放同盟立科町協議会補助金80万円が主なものになります。

86ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費です。保健衛生一般経費では、経常的な計上であり87ページ、佐久広域連合負担金では佐久医療センター運営費負担金654万4,000円を計上し、川西保健衛生施設組合負担金では、川西赤十字病院運営費1,920万円を計上、不採算医療機能分野の補填をすることとしております。下段、成人老人保険事業経費では、88ページ、特定健診などの健診委託料1,156万4,000円を予防接種事業経費では医薬材料費及び予防接種委託料が主なものでございます。

89ページ、母子保険事業経費では中段、妊婦乳児一般健康診査等委託料及び下段の不妊治療補助金が主なものでございます。

90ページ、環境衛生費では、佐久広域連合負担金、火葬場の負担金391万7,000円を

計上いたしました。

91ページ、地球温暖化防止経費では、太陽光発電施設クリーンエネルギー自動車購入費、住宅断熱性能向上リフォーム事業の補助金450万円を計上いたしました。下段2項清掃費になります。ごみ処理一般経費では、92ページ下段に備品購入費として新たに不法投棄監視カメラの購入を計上し、川西保健衛生施設組合負担金7,542万円、佐久市北佐久郡環境衛生施設組合負担金1,452万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

93ページ下段、し尿処理一般経費は、川西保健衛生施設組合負担金1,382万7,000円を計上しております。

94ページ、5款1項農業費でございます。農業委員会運営経費では、農業委員会等に関する法律の改正により、任期満了に伴う改選は選挙によらず町長の任命ということに改正され、加えて農地利用最適化推進委員が創設され、その経費を計上しております。

95ページ、農業総務一般経費は経常的な経費でございます。

96ページ、農業振興経費では、中段、業務委託料で第二牧場での試験栽培施設撤去費66万8,600円を新たに経常をいたしました。

97ページ中段では、新たに新規作物栽培管理272万円を計上し、カシス、アロニア、ブルーベリー等栽培管理の補助をし、下段、荒廃農地等利用促進では県補助を活用して遊休農地の再生等の補助金390万円を計上しました。

98ページ、農業制度資金利子補助、農畜産物立科ブランド確立事業、人・農地プラン事業は前年同様の事業を計上してございます。

99ページ、畜産振興経費では、佐久広域連合負担金290万2,000円、これは佐久食肉センター運営にかかるものでございます。中段、交流促進センター経費では、交流促進センター運営にかかる経常的な経費となっております。

100ページ下段、クラインガルテン経費の工事請負費612万4,000円は、クラインガルテン外壁塗装6棟分の工事費であり、平成29年度で全て終了となります。

101ページ、中山間地域農業直接支払事業経費では、協定締結23集落への交付金、2,408万3,000円、森林公園管理経費では、経常的な管理経費を計上をいたしました。多面的機能支払い経費では、10組織に対し交付する農地維持資源向上の共同支援交付金とさらに長寿命化活動も行う7組織に交付する資源向上長寿命化活動支援交付金、2つを合計して4,497万4,000円を計上してあります。農業再生事業経費では、経営所得安定対策、直接支払推進事業費補助金を計上いたしました。2項林業費です。103ページ中段、林業振興経費では、下段、負担金で新たに佐久森林認証協議会負担金、これは唐松FM認証にかかる審査、運営経費を計上。

104ページ、松くい虫防除対策事業経費では、伐倒駆除委託料2,754万円を計上いたしました。森林造成事業では、信州の森林事業により、搬出間伐779万5,000円を計上です。

105ページ、3項土地改良費について、土地改良振興経費では、立科土地改良区への補助金及び県営事業等の土地改良事業への補助金として1,332万3,000円計上しました。

106ページから6款1項商工費になります。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長、ここでちょっと暫時休憩をとりますので、よろしく願います。

再開は、2時45分からです。

（午後2時34分 休憩）

（午後2時45分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開いたします。長坂総務課長、登壇の上願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 106ページから願います。

6款1項商工費になります。107ページ、商工振興経費では中段、商工会補助費988万円、108ページ中段になります中小企業振興資金貸付預託金、実績を加味し8,500万円計上いたしました。

地域交通対策経費では、スマイル交通を運行する地域公共交通活性化協議会補助金2,805万1,592円、丸子線及び中仙道線の代替バス等運行補助金合わせて1,136万6,000円を計上いたしました。

109ページ、2項観光費について、観光一般経費では経常的な経費に加え、負担金として110ページの上段に、信州デスティネーションキャンペーン負担金48万4,200円、信州ビーナスライン連絡協議会負担金86万円を計上しました。ほかは経常的な経費でございます。

111ページ、索道事業会計経費では、索道事業会計負担金560万3,000円、これは白樺高原観光センター経費の負担金でございます。

観光推進経費では、観光町づくりアドバイザー戦略会議、講演会等の講師謝礼200万円、委託料では、白樺高原マスタープランの作成経費及びTMO推進事業経費として353万2,000円を、補助金1,079万6,000円は町観光連盟への補助金、この補助金ではコンドラナイトツアー経費を含め、計上をいたしました。

下段、観光振興経費では、蓼科農ん喜村一体の集客を目指し、道の駅として登録するために必要となる施設の設計管理委託料594万円と、次ページに工事委託費6,508万円を計上し、トイレなどを整備します。交流センターと一体となった体験メニューを

展開して、滞在型の道の駅として集客を目指すものでございます。

観光施設管理経費では、113ページ、設計管理測量委託料で、女神湖センターデッキ改修委託料、蓼科第二牧場陸上用クロスカントリーコース現地測量委託料それぞれ100万円計上し、114ページ、工事請負費は1,987万2,000円を計上し、女神湖センターデッキ改修工事及び御泉水自然園遊歩道修繕では通路案内看板、木道等の修繕工事を、蓼科牧场景観整備ではもみじ等の植栽を計上しました。

115ページ、牧場管理経費は、ふれあい牧場管理にかかる経費など経常経費となります。

116ページから、7款1項土木管理費になります。土木管理経費では、経常経費が主なものとなっております。

117ページ下段、水道事業会計経費では、簡易水道公債費利子分補助として、負担金697万8,000円を計上しました。

118ページ、2項道路橋梁費について、道路維持管理経費は迅速な修繕に対応するため、小規模修繕料を1,900万円計上し、次ページ道維持管理協力補助金は地域活動への助成金として240万円を計上いたしました。

119ページ下段の、道路新設改良舗装経費では、白樺湖周遊ジョギングロード整備事業を辺地対策事業債440万円を充当して計上し、ほか単独の町道工事費を合わせて計上してございます。

120ページ中段になりますが、社会資本整備総合交付金道路整備事業経費では、小学校線及び五本木前線の改良工事経費、業務委託料では道路橋35橋の法定点検委託料が主なものでございます。

121ページ、河川維持管理経費では、植木澤川の修繕工事費等を計上いたしました。4項住宅費については、経常経費を計上してございます。

123ページをお願いいたします。

5項下水道費について、下水道事業推進経費では、川西保健衛生施設組合負担金8,856万2,000円、下水道事業特別会計繰出金2億9,652万9,000円が主なものでございます。

124ページ、8款1項消防費について、非常備消防費経費では、消防団員報酬949万円、次のページで、その他報償費、団員退職報償金850万円、被服費536万9,000円は、被災現場で団員の安全を守るため貸与する安全靴の購入経費を計上しました。下段2行目の退職報奨金739万2,000円が主な計上でございます。

126ページ、常備消防経費は、佐久広域連合負担金でございます。消防施設整備事業経費では、防火水槽の修繕工事2カ所、備品購入費では外倉分団と蓼科分団のポンプ更新及び各分団の消防備品の整備、消火栓設置負担金では、消火栓4基の更新負担金が主な事業でございます。

127ページ防災関係経費では、下段委託料で、地域防災計画の修正が、法律の改正

により必要となったことから実施を行います。緊急災害情報アプリ運営は、行政情報をスマートフォンなどのアプリを利用して届ける事業です。この事業は緊急以外の行政情報の伝達も可能となり、情報伝達の幅が大きく広がります。

128ページ、工事請負費では、安全な町づくりの一環として、2台の防犯カメラの設置経費を計上いたしました。

129ページからは教育費になります。

教育委員会運営経費事務局一般経費は、経常経費の計上であり、130ページ教育振興費では、特別支援教育、立科教育推進事業不登校対策事業等の講師賃金を2,861万6,000円計上しました。講師謝礼では日本サッカー協会こころのプロジェクト経費52万円を計上いたしました。

131ページ中段、交付金300万円は、教育文化振興協議会への交付金で、ふるさと寄附金を財源として行うものでございます。

次ページの一般職給与までは、経常経費でございます。

133ページ、2項小学校費についてでございます。

小学校管理経費では、経常経費が主でございますが、134ページ下段リース料は、校務用パソコン40台を更新及び図書システム更新のリース料を計上いたしました。

135ページ下段、小学校教育振興経費では、図書購入費100万円。

136ページ扶助費、要保護及び準要保護児童特別支援教育就学児童援助費として、320万円を計上いたしました。

小学校施設経費では、体育館屋根改修事業、低学年棟トイレ改修事業経費を計上してございます。

小学校給食経費では、経常的な経費に加え、138ページ備品購入費で冷蔵庫、紫外線殺菌庫の更新及び食器洗浄機の更新経費を計上しております。

139ページをお願いいたします。

3項中学校費についてであります。中学校管理経費では経常経費が主な計上ですが、140ページ下段リース料は、校務用パソコン40台の更新及び図書システム更新のリース料を計上し、備品購入費では平成3年登録の軽トラックの更新を計上いたしました。

141ページ、中学校教育振興経費は、図書購入費80万円及び扶助費で380万円を計上いたしました。

120ページ、中学校施設経費では、階段落下防止柵設置事業、職員用トイレ改修事業費を計上いたしました。

143ページ、中学校給食経費は経常的な経費でございます。

144ページ中段、4項社会教育費について、社会教育経費では、委託料でたてしなっ子手書き地図事業を、地域発元気づくり支援金事業を活用して計画し、次ページ負担金では、オレゴン市中学生派遣事業120万円を海外交流事業基金からの繰り入れにより実施いたします。

145ページ中段、公民館事業経費では、経常的な経費が主なものとなります。

146ページ下段の自治活動交付金は、各分館の活動に対する交付金でございます。

147ページをお願いいたします。

青少年育成事業経費は、経常経費の計上となります。

148ページ下段人権教育推進事業経費では、149ページ上段委託料で、立科町の人権教育の成果と課題を検証する、人権意識のアンケート調査経費を計上しました。人権同和教育推進協議会及び学校人権教育推進事業への負担金134万9,000円が主なものでございます。

150ページをお願いします。文化財保護経費では、文化財調査等にかかる経常経費及び工事請負費では、文化財の説明看板設置経費を計上しました。

151ページ、5項社会体育費についてでございます。社会体育振興経費では、被服費で駅伝大会用のユニフォームを計上し、さらなる活躍を期待しております。

次ページ補助金では、体育協会会蓼科高校運動部、愛川駅伝大会118万円計上いたしました。

体育施設管理経費では、経常経費に加え、体育センターのギャラリーにクラックが見つかり、破片の落下等の危険もあり、改修事業を計上しております。

153ページ下段、6項施設管理費について、中央公民館管理経費については、経常的な経費でございます。

154ページ、史跡公園管理経費は経常経費に加え、次ページ工事請負費で災害復旧工事費を計上しております。権現の森公園管理経費では、156ページにマレットゴルフ場のトイレの不便さを解消するため、トイレ設置工事費901万9,000円及び下水道、水道導入負担金84万9,000円を計上しました。

157ページをお願いいたします。

10款1項農林業施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費については、応急復旧経費を計上いたしました。

158ページ、11款公債費は、平成28年度までの借り入れにかかる元利償還金合計の見込みで、2億6,327万6,000円を計上いたしました。

12款予備費は2,500万円を計上いたしました。

159ページから165ページにつきましては、給与費明細を添付してございます。

166ページは債務負担行為に関する調書、167ページには地方債に関する調書、168ページには予算の目的別グラフを添付してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第22 議案第19号～日程第24 議案第21号

議長（土屋春江君） 日程第22 議案第19号 平成29年度立科町国民健康保険特別会計予算に

ついでから、日程第24 議案第21号 平成29年度立科町介護保険特別会計予算についてまでの3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。斉藤町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 斉藤 明美君 登壇〉

町民課長（斉藤明美君） 議案第19号 平成29年度立科町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

平成29年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を10億5,892万1,000円とするものであり、前年度より額で3,192万1,000円、率で3.1%の増額とする予算となっております。

8 ページをお願いします。

歳入でございますが、1 款国民健康保険税は一般被保険者を2,008人、退職被保険者を76人と見込み、一般被保険者国民健康保険税は1億4,605万9,000円、退職被保険者等国民健康保険税は6,955万円、全体で1億5,701万4,000円を計上いたしました。

9 ページをお願いいたします。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金の療養給付費等負担金につきましては、保険給付費に対して国が定率32%を負担するものでございますが、前年度比1,675万9,000円増の1億3,626万2,000円、高額医療費共同事業負担金は、前年度比212万8,000円増の728万4,000円、特定検診検査等負担金は135万5,000円をそれぞれ計上しております。

2 項国庫補助金 1 目財政調整交付金は、前年度比214万7,000円増の4,983万7,000円を見込み、普通調整交付金を4,483万7,000円、特別調整交付金を500万円として計上しております。

3 目その他補助金では、国民健康保険制度の改正に伴う平成30年度納付金算定に対応するための電算システムの改修に係る補助金の計上でございます。

10 ページをお願いいたします。

4 款療養給付金交付金は、退職被保険者の保険給付に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金となりますが、前年度比3,163万2,000円減の2,808万6,000円を見込んでおります。これは、退職者医療制度自体は平成27年3月末に終了しており、新規該当者の増加が基本的ないこと、また現在の被保険者は65歳到達により、一般への振りかえになることでございます。遡及振替分の過年度分は見込んでおりません。

5 款前期高齢者交付金は、保険者間の医療費負担の不均衡を財政調整するための交付金であります。前年度比1,724万6,000円増の3億882万1,000円を見込み、計上しております。

6 款県支出金 1 項県負担金では、1 目高額医療費共同事業負担金、2 目特定健康診査等負担金を、3 款 1 項国庫負担金と同額を計上しております。

2 項県補助金 1 目財政調整交付金は、県が市町村国保の財政力の不均衡を調整するための交付金ですが、療養給付費等に係る定率 6 %を負担する普通調整交付金を 2,554万9,000円、定率 3 %を負担する特別調整交付金を 1,277万4,000円、総額で前年度比685万4,000円増の4,696万2,000円を見込んでおります。

7 款共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金で3,884万2,000円、保険財政共同安定化事業交付金で 1 億9,388万6,000円を見込み、総額で前年度比3,402万8,000円の増となる 2 億3,272万8,000円を計上し、8 款財産収入では、財政調整基金の積立金利子として14万5,000円を計上しております。

12ページをお願いいたします。

9 款繰入金 1 項他会計繰入金では、5,685万8,000円を見込み、国保会計で実施する保険事業経費や保険税軽減分に係る保険基盤安定事業分等が内訳でございます。

2 項基金繰入金につきましては、被災地における保険給付費の増加から、財政調整基金より2,920万円の繰り入れを計上いたしました。

10款繰越金200万円は、平成28年度実績見込みによるもの、11款諸収入では、不当利得等の返還金等を雑入で計上しております。

次に、歳出につきまして、14ページをご覧ください。

1 款総務費 1 項総務管理費は、国保事業に係る経常的な経費であり、前年度比257万7,000円の増となる609万8,000円を計上しております。主な増額の内容といたしましては、平成30年度の国保制度改正に係るシステム改修費として233万3,000円を電算委託料に計上しております。

2 項徴税费につきましては賦課処理に係る経費、3 項につきましては運営協議会費として前年度とほぼ同額の計上でございます。

2 款保険給付費 1 項療養諸費につきましては、過去 5 年間の平均伸び率と県の試算数値を基準に算出しております。1 目一般被保険者療養給付費では、前年度比2,897万5,000円増の 5 億3,803万9,000円を計上し、2 目退職被保険者療養給付費では、退職者医療制度廃止による退職被保険者数の減少及び過去の医療費実績から、前年度比1,168万4,000円減の3,000万円を見込んでおります。

2 項高額療養費では、医療の高度化が進む中、高額療養費の増加が見込まれることから、1 目一般被保険者高額療養費で、前年度比475万4,000円増の7,482万2,000円、次ページをお願いします。2 目退職者被保険者等高額療養費では前年度比331万7,000円減の768万3,000円を計上し、全体で前年度比143万7,000円増となる8,300万5,000円を計上しております。

4 項出産育児諸費では、1 目出産育児一時金として 5 件分210万2,000円、20ページをお願いいたします。

20ページ、5 項葬祭費では21件分105万円を見込んでおります。

3 款後期高齢者支援金等では、1 項 1 目後期高齢者支援金で後期高齢者医療制度に

対する保険者の負担金として、前年度比706万4,000円減となる1億488万6,000円を見込んでおります。

21ページ、4款前期高齢者納付金等では、前期高齢者財政調整制度への納付金で10万1,000円、5款老人保健拠出金では、平成19年度で終了した老人保健制度の精算分に係る事業費拠出金として1万円を計上しております。

22ページをお願いいたします。

6款介護給付費地域支援事業支援納付金では4,487万9,000円を計上しております。これは、40歳から64歳までの国保被保険者の介護保険料分として、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

7款共同事業拠出金は、総額では前年比1,538万円増の2億2,318万円を見込んでおります。これは国保連合会が実施する共同事業の交付金を財源として拠出するものでございます。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費では、前年度比42万1,000円増となる1,124万4,000円を計上しております。主な内容は、特定健診受診率の向上と保健指導の充実を図るため、保健師、栄養士等の臨時職員賃金として445万1,000円、特定健診委託料として592万7,000円を計上し、特定健診につきましては平成29年度も引き続き受診率の向上に努め、健診結果の分析等から被保険者の健康増進と医療費の削減につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

2項保健事業費1目保健衛生普及費では、被保険者の健康保持増進の経費として、459万2,000円を見込んでおります。主な内容といたしましては、補助金のうち人間ドック補助金として350万円を計上しております。

9款基金積立金は、基金利子の積み立てで14万6,000円、10款諸支出金では保険税の還付金等として前年度と同額を計上し、11款予備費で調整をいたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号 平成29年度立科町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出の総額を、それぞれ7,094万8,000円とするものであり、前年度より額で84万7,000円、率で1.2%の減額となっております。

それでは、5ページをお願いいたします。

歳入より、主な内容につきましてご説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料であります。被保険者数を1,372人と見込み、1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料で、4,356万6,000円と見込みました。

3款繰入金1項一般会計繰入金では、1目事務費繰入金は、保険証送付や保険料徴

収に係る事務的経費、2目保険基盤安定繰入金では、所得に応じた保険料の軽減分に係る繰入金を一般会計からの繰入金として、合計で2,727万6,000円を見込んでおります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

4款繰越金は10万円を計上いたしました。

5款諸収入につきましては、前年度と同額としております。

続いて8ページ、歳出でございますが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は58万7,000円とし、こちらは保険証送付料、電算システムの委託料などの経常的な事務経費が主なものとなります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者より徴収しました保険料と、一般会計から繰り入れました保険基盤安定繰入金分を県の広域連合に納付するもので、6,993万3,000円を見込んでおります。

3款諸支出金は、所得構成などに係る保険料の還付金として10万円を計上し、10ページ、4款予備費で調整をいたしました。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号 平成29年度立科町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額を9億2,155万6,000円とするものであり、前年比、額で7,198万3,000円、率で8.5%増の予算でございます。

歳入より申し上げます。8ページをご覧ください。

1款保険料であります。特別徴収対象者2,310人、普通徴収対象者200人を見込み、保険料階層区分により算出し、前年度比312万5,000円増の1億6,089万4,000円を計上いたしました。

9ページ、4款国庫支出金1項国庫負担金1目現年度分国庫負担金では、居宅介護給付費及び施設介護給付費総額に対し、国の負担割合に基づき、1億4,969万4,000円を計上いたしました。

2項国庫補助金1目調整交付金では、介護給付費総額に対する国の負担割合に基づき、5,726万8,000円を計上し、2目地域支援事業交付金は、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業移行に伴い、過年度分のみ科目を置きまして、新たに科目を追加いたしました。

3目として総合事業分の介護予防事業交付金を、4目では総合事業以外の地域支援事業分として、包括的支援事業、任意事業、交付金をそれぞれ負担割合により計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

5 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費交付金では、国庫負担金と同様に、介護給付費総額に対する負担割合に基づき、2 億3,862万円を、2 目地域支援事業交付金では、介護予防事業に要する経費に対する負担割合に基づき、756万円をそれぞれ計上いたしました。

6 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金、2 目総合事業分の地域支援事業交付金及び 3 目総合事業以外の地域支援事業交付金につきましても、国の負担割合に基づき、合計で 1 億3,473万8,000円を計上いたしました。

8 款繰入金 1 項一般会計繰入金のうち、1 目、3 目、4 目、5 目につきましては、国の負担割合に基づき算出をし、2 目その他一般会計繰入金は、介護給付費以外に関わる事務的な経費に係る繰入金、合計で 1 億2,903万1,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

2 項基金繰入金では、介護給付費準備基金繰入金2,171万9,000円、9 款繰越金では前年度繰越金として500万円を見込みました。

10款諸収入では、3 項地域支援事業利用者負担金として、配食サービス等各種サービスに係る利用者負担金を200万円計上いたしました。

続きまして14ページ、歳出をお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費は、介護保険の事務的経費であり、主な内容として13節の電算委託料では介護保険システムの電算委託料のほか、平成29年度に予定されている介護保険制度の改正に伴うシステム改修費の計上であります。

2 項徴収費では、保険料徴収に係る経費が主なものであり、33万1,000円を計上いたしました。

3 項介護認定審査会費 1 目介護認定審査会費は、佐久広域連合認定審査会への負担金、2 目認定調査費は、認定調査に係る経費であり、12節役務費の主治医意見書作成料が主なものでございます。

16ページをご覧ください。

4 項地域包括支援センター費は、13節電算委託料で、総合福祉支援システム及び包括支援に係る介護保険制度改正に伴うシステム改修費が主な内容でございます。

2 款保険給付費 1 項介護サービス給付費では、居宅介護、特例居宅介護、施設介護、特例施設介護等、各サービス給付費、居宅介護サービス計画費等で、前年度実績見込み額に対しまして 8 %増の予算とし、合計で 7 億6,674万1,000円を計上いたしました。

2 項介護予防サービス給付費では、平成29年度から開始する介護予防・日常生活支援総合事業分を 3 款へ移行したため、前年度より 2,359万4,000円減の 1,496万4,000円を計上いたしました。

3 項その他諸費は、介護給付費に係る審査支払い手数料で、前年度同額を計上しております。

4 項高額介護サービス費では、前年度実績見込みにより 15%増を見込み、1,844万

7,000円を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。

5項特定入所者介護サービス費は、主に施設入所されている低所得者に対する食費、居住費に係る補足給付費として、4,925万9,000円を計上しました。

6項高額医療合算介護サービス費は200万円を計上しております。

22ページをご覧ください。

3款地域支援事業費につきましては、総合事業移行に伴い、前年度と予算構成が変更となっております。1項包括的支援事業任意事業費1目包括的支援事業費では、地域包括支援センター主任介護支援専門員1名の人件費が主なものでございます。

2目任意事業費では、13節委託料の家庭介護者交流事業、配食サービス事業が主なものであり、3目在宅医療・介護連携推進事業費は、小諸北佐久の医師会と連携をし、医療機関、事業者をつなぐ在宅医療・介護連携システムの運営に係る負担金を計上しております。

4目生活支援体制整備事業費では、総合事業実施に係る各種会議等委員報酬のほか、生活支援コーディネーター設置に係る業務委託料が主なものであり、合計で762万6,000円を計上いたしました。

24ページをお願いいたします。

5目認知症総合支援事業費では、認知症サポーター等の養成に関する経費として47万7,000円を計上いたしました。

2項介護予防・生活支援サービス事業費及び3項一般介護予防事業費は総合事業部になります。

まず、2項1目介護予防・生活支援サービス事業費では、8節報償費で、総合事業サービス事業者研修講師謝金、12節役務費は、介護予防利用者口座振替手数料及び総合事業審査支払手数料、13節委託料は、訪問型サービスB、通所型サービスB、Cの業務委託を予定しております。

19節負担金は、現行相当サービス、多様な訪問型サービスA及び通所型サービスAに係る連合会への負担金を、前年度の訪問介護及び通所介護の実績見込みにより2,368万7,000円を計上いたしました。

3項1目一般介護予防事業費は、主に健康サポーター養成講座、各種介護予防教室等に係る講師謝金、消耗品等であり、244万5,000円の計上でございます。

26ページをお願いいたします。

4款基金積立金は、基金利子収入7万9,000円を計上いたしました。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金は還付金等を見込んだものであり、前年度と同額を計上し、6款予備費で調整をいたしました。

以上、説明を申し上げますが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（土屋春江君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これで散会とします。ご苦労さまでございました。

この後、3時45分から第1委員会室において議会だより編集委員会を開催いたしますので、委員は参集を願います。

（午後3時32分 散会）